

福島県相双地域等における物流課題及びその対応策について(案)

2019 年 3 月 日

福島県相双地域等の物流に関する協議会

1. 物流課題の整理

物流は、産業競争力の強化、豊かな国民生活の実現と地方創生を支える社会インフラであり、原子力被災 12 市町村の復興・再生に向けても、事業の再開や新たな企業進出など、事業者の経済活動に当たり欠くことができないインフラの一つである。

こうした中、原子力被災 12 市町村のうち、避難指示の解除がなされた地域の中には、貨物事業者にあつては輸配送サービスを提供したいが採算面等から実施が難しく、荷主事業者にあつては、自社チャーター等によるランニングコスト増や企業活動における機会損失など、物流に係る問題が顕在化してきている（特に、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村及び飯舘村）。

この問題の解決に向けて、復興庁及び経済産業省が行ったアンケート調査及びヒアリング調査結果等を踏まえると、原子力被災 12 市町村を始めとした福島県相双地域等における物流に係る主な課題は、

- ①東日本大震災、特に、原子力災害に伴う避難指示等によって、震災後の企業進出が見られるものの、震災前に比べて需要（荷量、荷主事業者）が大幅に減少したこと
- ②人件費高騰など貨物事業者を取り巻く事業環境の厳しさが全国的にも増す中、復興関連事業向けドライバー需要が多いといった相双地域特有の環境が加わり、貨物事業者が事業を実施する上で必要となるドライバー等の十分な確保が難しいこと
- ③相双地域の復興・再生に向けた着実な進展が見られる一方で、被災事業者の再開や新たな企業の進出など、貨物事業者が事業を実施する上で必要となる物流需要に関連する環境の変化を予見することが容易ではないこと 等

を背景として、路線便（ロット便）の集配サービス（宅配便では輸配送できない 30 kg 超の荷物が主な対象）について、震災前と同様の質（頻度、料金等）で提供（貨物事業者側）又は利用（荷主事業者側）することができないことであると整理できる。

なお、宅配便で輸配送可能な荷物については、概ね震災前と同様のサービスの提供が未だ避難指示が出ている地域以外では再開されている。

2. 物流課題の解決に向けた対応策について

(1) 基本的な考え方

「1. 物流課題の整理」で整理した課題については、貨物事業者の自助努力だけでは解決し得ないものであり、本課題解決に向けては、短期・中長期的な視点から貨物事業者、荷主事業者、国を始めとする関係機関それぞれが協力して、需給両面から効率的な物流網の実現に向けた対応策を検討・推進していくことが必要である。

(2) 課題解決に向けた一定の方向性

①対象地域（・区域）

まずは、課題がより顕在化している地域・区域（事業者の状況、避難指示解除後の状況、地理的な位置を考慮）に焦点を当てて対応策を検討、試行していくこととし、その後、相双地域内・面的な取組に拡げていくこととする。

②対応策(案)

課題が属する主体（荷主事業者（需要側）、貨物事業者（供給側）、荷主事業者・貨物事業者双方に共通）ごとに着目して整理すると以下のとおり。

1）荷主事業者の対応

a) 荷物の集約による荷量不足の改善及びトラック共同手配（ロット便インフラ構築）による物流コストの削減

個々の荷主事業者による貨物事業者の手配を、複数事業者による荷物の集約、共同手配とすることにより、物流コストの削減を図っていく。

- ・取組：入出荷状況の棚卸・改善【短期】、地域単位等での入出荷ニーズの共有・調整・管理のモデル化【短期～中長期】

（例：複数の荷主が集配タイミングを合わせることで、荷量の確保と定期的な集荷を実現しつつ、事業者あたりの負担軽減を図る 等）

b) 既存の宅配便物流インフラの活用による物流コストの削減

現在、宅配便で輸配送可能な荷物については、避難指示解除区域での配送が再開されている。そのため、従来ロット便としてまとめて配送を依頼していた荷物のうち、宅配事業者が扱える荷物については、宅配事業者の利用を検討する。

- ・取組：宅配可能荷物に係る入出荷状況の棚卸・改善【短期】

（例：取扱い荷物のうち、宅配便を活用できるサイズ・重量の荷物を選別・選出し再開されている宅配物流網を活用することで、荷主事業者の機会損失コスト等の削減を図る 等）

2）貨物事業者の対応

a) 物流事業者間マッチングによる路線便の集配サービス提供体制の確保

特定の地域での配送が再開できていない、あるいは、再開できていてもサービスレベルが震災前と比較して低下している事業者が、当該地域での配送を実施している事業者に業務を委託することで、当該地域での配送を再開、あるいはサービスレベルを震災前の水準にまで引き上げることを検討する。

- ・取組：物流事業者間のマッチングを実施【短期～中長期】

(例：12 市町村での配送実績のある事業者へ自社の配送を委託、特定業者への貨物集約 等)

3) 荷主事業者・貨物事業者双方に共通する対応

a) **トラック空きスペース情報の共有（可視化）と荷主ニーズのマッチングによる物流の効率化**

貨物事業者が有するトラックについては、既に路線便として稼働しているトラック等であっても、満載ではなく一定程度空きがあって追加で貨物の積載が可能なケースや、1 日の中で稼働している時間帯が限定され他の時間帯は空いているケースなどが存在する。その空きスペース、空き時間について、荷主のニーズと合致する範囲において活用する可能性を検討する。

- ・取組：定期的な物流使用がある荷主間での情報発信・共有・マッチング【短期】、荷主、貨物事業者双方発の情報発信・共有・マッチング【中長期】
(例：特定の時間帯は空きのあるトラックの情報を共有し、当該時間帯に集荷を依頼 等)

b) **最新技術導入による取組の高度化**

最新技術の中には、物流に活用できるものも存在し、それを適切に組み合わせることによって、業務の効率化を図ることも可能でないかと考える。

- ・取組：オートメーション化等【中長期】
(例：AI による個別荷主の入出荷、在庫調整。自動運転による配送業務の自動化や倉庫業務の自動化 等)

※各対応策(案)に係る取組検討・実施に当たっては、国を始めとする関係機関は、地域の声を聞きながら、事業者からの相談への対応や、関係者との調整等の支援を積極的に実施する。

③対応策(案)の取組優先度

物流課題への対応は喫緊の課題であり、2019 年度も継続的に、復興庁及び経済産業省が中心となって、短期的な対応策(案) それぞれを並行して進めていくこととする。